

資料 3

(法務省資料)



刑事施設における一般改善指導

暴力防止プログラム

■ 指導の目標

- 1 暴力を振るうことなく施設内・社会内で生活できるよう、非暴力への動機付けを高めさせる。
- 2 暴力へと至る自己のパターンを認識させるとともに、そこから抜け出し、暴力以外の手段により将来の望ましい生活を達成するための方法をあらかじめ準備させる。
- 3 暴力を振るうことなく生活するための具体的なスキルについて、施設在所中から実践を通じて身に付けさせる。

● 対象者 本件が暴力事犯の者又は過去に暴力の問題を有する者

● 指導方法 認知行動療法の手法を取り入れたグループワーク、ロールプレイ、課題学習、討議、個別面接等

● 実施頻度等 1回60～90分、全18回、おおむね4～6か月間で実施

カリキュラム

単元	項目	概要
1	オリエンテーション	自己紹介・ルール作り・流れの説明・暴力で得たもの、失ったものについて考える。
2	危ない場面での対処法	簡単にできる対処法を理解・修得する。
3	間を取って落ち着く	リラックス方法や間の取り方を理解・修得する。
4	暴力の道筋ときっかけ	暴力に至る道筋ときっかけに気づき、そうならないための方法を考える。
5	暴力と身体的反応（体の変化）	暴力と自己の身体的反応を理解する。
6	暴力と感情（気持ち）	暴力と感情の関係を理解する。
7	暴力と思考（心のつぶやき）	暴力と思考の関係を理解する。
8	思考チェンジ ～「MCC法」について～	暴力につながらない思考ができるようにするための方法を理解・修得する。
9	親密な相手への暴力（理解①）	DVや児童虐待等について理解する。
10	親密な相手への暴力（理解②）	
11	親密な相手への暴力（対処法）	親密な相手へ暴力を振るわないよう、対等な人間関係について考える。
12	理想のライフスタイル	理想のライフスタイルを考え、その実現のための段取りを考える。
13	暴力に近づかないためのコミュニケーション	暴力に近づかないためのコミュニケーション方法を理解・修得する。
14	アサーション ～適切な自己主張～	適切な自己主張を行うためのコミュニケーション方法を理解・修得する。
15	問題を解決する（計画）	問題を解決する手段を理解するとともに、ロールプレイを通じた実践を行う。
16	問題を解決する（実践）	
17	これまでを振り返る	プログラムを振り返り、自分の変化を確認する。

少年院における特定生活指導（暴力防止指導）

★ 指導目標

暴力又は暴力的な言動により問題解決を図ろうとする認知の偏りや自己統制力の不足を理解し、暴力的な言動に頼らずに生活する方法を身に付けること

● 対象者

認知の偏り又は自己統制力の不足に起因し、身体に対する有形力の行使により人の生命又は身体を害する非行を犯した者又は本件非行にかかわらず、認知の偏り又は自己統制力の不足に起因し、暴力又は暴力的な言動による問題解決を図ろうとする構えが強い者であり、そのような行為が繰り返し見られるもの

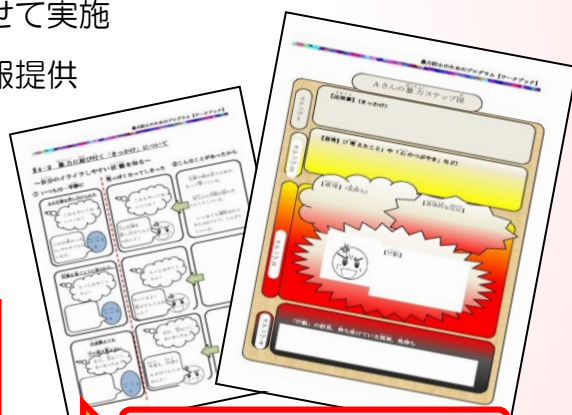
● 指導内容

①受講者全員に対して統一的に行う中核プログラム、②受講者の個々の必要性に応じて選択的に行う周辺プログラム、③中核プログラム終了後に個別に行うフォローアップ指導を組み合わせる実施

● 実施結果

更生保護官署（保護観察所等）へ情報提供

指導内容の概要



中核プログラム

- 実施形式 集団指導又は個別指導
- 指導時間数 12単元（1単元100分）

単元	指導科目
第1回	暴力をやめることに挑戦してみよう
第2回	危ない場面での対処法
第3回	暴力の道筋（ステップ）
第4回	暴力を振るいそうな状況
第5回	暴力と思考
第6回	暴力と感情（気持ち）
第7回	暴力と身体的な反応（体の変化）
第8回	間を取って落ち着く
第9回	コミュニケーション①
第10回	コミュニケーション②
第11回	理想の生活スタイル
第12回	これまでを振り返る

項目	指導内容	指導方法
プログラム① （共通） 中核プログラム	暴力的な言動に頼らずに生活する方法を身に付けることを目的とした認知行動療法を基礎とするワークブックを使用した指導	<ul style="list-style-type: none"> ・「暴力防止のためのプログラム」（テキスト及びワークブック）を用いた集団指導又は個別指導
プログラム② 周辺プログラム	対象者にとって高い指導を選択して必要性の非行の重大性や被害者の心情を理解するための指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲストスピーカーによる講話 ・個別面接指導 ・課題作文指導 ・読書指導 等
	暴力の社会に与える影響を考えるための指導	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県暴力追放運動推進センター、警察等による講話
	コミュニケーションスキルの向上に向けた指導	<ul style="list-style-type: none"> ・アサーション ・SST ・アンガーマネジメント 等
	暴力的な言動に頼ってきた自身の問題と向き合うための指導	<ul style="list-style-type: none"> ・個別面接指導 ・課題作文指導 等
プログラム③ フォローアップ指導	中核プログラムの復習・見直しを行うとともに、出院後の生活を見据えた対処方法等を考えるための指導	<ul style="list-style-type: none"> ・「暴力防止のためのプログラム」（テキスト及びワークブック）を用いた個別指導

暴力防止プログラム

暴力犯罪

暴力犯罪とは

殺人・傷害・傷害致死・暴行・逮捕又は監禁・逮捕又は監禁致死傷・強盗・強盗致死傷・暴力行為等処罰ニ関スル法律違反(うち暴行・傷害のみ)・組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反(うち殺人・逮捕・監禁のみ)

プログラム受講対象者

特別遵守事項によって受講を義務付けられる者

- ①保護観察に付される理由となった犯罪事実中に暴力犯罪が含まれ、かつ暴力犯罪の前歴を有する仮釈放者及び保護観察付執行猶予者
※保護観察付全部猶予者の場合は、プログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者
- ②今回の刑事施設への収容中に執行された刑のうち、暴力犯罪により言い渡されたものが複数ある仮釈放者又は保護観察付一部猶予者

DV・飲酒の問題性に応じ
教育内容を追加

パートナーとの
関係

飲酒の問題

プログラム内容

○ワークブックを用いて、自己の暴力について分析させ、怒りや暴力につながりやすい考え方の変容や暴力の防止に必要な知識の習得を促し、再び暴力を起こしそうな危機場面での対処法、対人関係の技術、暴力につながらない生活態度を習得させる。

○対処方法は、身体の状態の変化を体験させたり、対人スキルの練習、ロールプレイなどを通じて体験的に習得させる。

○保護観察官が個別処遇又は集団処遇によりおおむね2週間に1回実施し、受講者とともに個別具体的な再発防止計画を作成する。

ワークブックの課題内容について

課程	学習内容
導入	暴力防止プログラムの受講に当たって プログラムの目的及び概要について説明し、事件や当時の生活を振り返らせ、受講の動機付けを高める。
	暴力をふるうということ 行動のコントロールによって暴力を止められること、暴力の被害者のこと、暴力の責任などを学ばせる。
1	暴力につながるやすい考え方や問題 暴力に陥りやすい考え方があることを理解させ、暴力につながりにくい考え方への変化を促す。
2	私にとっての危険信号 暴力を振るいそうな場面、身体の状態などを把握させ、危機場面での具体的な対処方法を習得させる。
3	暴力をふるわないための取組 良好な対人関係のために必要な話し方や態度、ストレスへの取組等、普段からできる取組を習得させる。
4	二度と暴力をふるわないために 対処方法を整理し、二度と暴力を振るわないための具体的な再発防止計画を立てさせる。
5	

同種再犯及び
重大再犯の防止